

IFRIC Update 2024 年 11 月

IFRIC Update は IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。過去の Update は [IFRIC Update アーカイブ](#) で見つけられる。

委員会は [2024 年 11 月 26 日](#) に会議を行い、下記について議論した。

[関連情報](#)

[作業計画](#)

[一貫した適用の支援](#)

[委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)

- 超インフレ経済の指標の評価（IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」） — アジェンダ・ペーパー2A
- 気候関連支出から生じる無形資産の認識（IAS 第 38 号「無形資産」） — アジェンダ・ペーパー3

[IASB の検討を求めるアジェンダ決定](#)

- 「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保（マージン・コール）に係るキャッシュ・フローの分類（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」） — アジェンダ・ペーパー4

[その他の事項](#)

- IAS 第 29 号 — フィードバック — アジェンダ・ペーパー2B
- キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 — アジェンダ・ペーパー5
- 償却原価測定 — アジェンダ・ペーパー6
- 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性 — アジェンダ・ペーパー7
- アジェンダ決定と IFRS 第 18 号 — アジェンダ・ペーパー8
- 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー9

[IFRIC Update への補遺 — 委員会のアジェンダ決定](#)

- 「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保（マージン・コール）に係るキャッシュ・フローの分類（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」） — アジェンダ・ペーパー4

[委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)

委員会は、以下の事項について議論を行い、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（基準設定プロジェクトを追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを [open for comment](#) ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認めない。委員会は、締切日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。締切日後に受け取ったコメントは、委員会が検討するアジェンダ・ペーパーにおいては分析されない。

超インフレ経済の指標の評価（IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」） — アジェンダ・ペーパー2A

2025年2月3日までコメントを募集

委員会は、どのような場合に経済が超インフレとなるのかを識別するためのIAS第29号の適用に関する要望書を受け取った。

要望書は次のことを質問していた。

- a. どのような場合に経済が超インフレとなるのかを評価するにあたり、IAS第29号の第3項におけるすべての指標を考慮すべきかどうか（第3項における指標の1つが満たされている場合でもすべての指標を引き続き考慮すべきかどうかを含む）
- b. IAS第29号は、関連性がある場合にIAS第29号の第3項に列挙されている指標以外の指標の考慮を要求しているかどうか
- c. IAS第29号は、子会社（自社の財務諸表において）と親会社（連結財務諸表において）の両方が、どのような場合に経済が超インフレとなるのかについて一貫した結論を下すことを要求しているかどうか

発見事項

委員会が〔現在までに〕収集した証拠は、どのような場合に経済が超インフレとなるのかの評価についての要求事項の理解における不統一の兆候をほとんど示していない。証拠によると、利害関係者は、

- a. IAS第29号の第3項に列挙されている指標のうちの1つだけに基づいて経済が超インフレになったという結論を下していない。
- b. 関連性がある場合には、IAS第29号の第3項に列挙されている指標以外の指標を考慮している。
- c. IFRS会計基準を適用する際にグループ内の異なるレベルで異なる結論に至っていない。

結論

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は幅広い影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを〔決定した〕。

気候関連支出から生じる無形資産の認識（IAS第38号「無形資産」） — アジェンダ・ペーパー3

2025年2月3日までコメントを募集

委員会は、カーボン・クレジット並びに研究活動及び開発活動に係る企業の支出が、無形資産として認識するためのIAS第38号の要求事項を満たすかどうかに関する要望書を受け取った。

事実パターン

要望書に記載された事実パターンを要約すると次のとおりである。

- a. ある企業が2020年と2021年に他者に対し、炭素排出量の一定率を2030年までに削減するというコミットメントを行った（「2030コミットメント」と呼ぶ）。
- b. 企業は「積極的是正策」を行っており、企業の見解では、2030コミットメントを達成するための確立した実務のパターンを生み出した。これらの積極的是正策には次のことが含まれている。(i) 移行計画の作成、(ii) 「ネットゼロに焦点を当てている投資者」との対話、(iii) コミットメント及び計画のウェブサイト上での公表、(iv) 排出量削減を達成するために協力する使命を有する連合への参加、(v) 財務諸表及び投資者等へのプレゼンテーションにおける排出量削減目標の記載、(vi) カーボン・クレジットの購入及び2030コミットメントを満たすように排出量を削減するための解決策を見出すことを目的とした「技術革新プログラム」への投資に対する資本の配分。
- c. 企業の技術革新プログラムは、通常、企業又は業界に固有の排出量削減への解決策を創出し開発するために、ノウハウ、専門性及び他の知的財産を有する人々のチームを組織することを伴い、知的財産の創出をもたらす。
- d. 企業の投資者、保険者及び取引銀行が、企業の施策に依拠して各自の移行コミットメントを行った。
- e. 企業は、2030コミットメント及びその後の積極的是正策により、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して推定的義務又は法的義務が創出されていると結論を下した。

2024年4月のアジェンダ決定「[気候関連コミットメント \(IAS第37号\)](#)」に記述したとおり、企業が推定的義務又は法的義務を有している場合、企業は当該義務の履行コストについて引当金を認識するかどうかを決定するにあたりIAS第37号の第14項の要件を考慮する。

要望書は、2024事業年度中に、カーボン・クレジット並びに研究活動及び開発活動に係る企業の投資（事実パターンに記述した技術革新プログラムからの知的資本をもたらしている）が、無形資産として認識するためのIAS第38号の要求事項を満たすかどうかを質問している。

追加的な背景

第3次アジェンダ協議に対応して、国際会計基準審議会（IASB）は、排出物価格設定メカニズム（PPMs）（その中にはカーボン・クレジットの利用を含むものがある）に関するプロジェクトを予備リストに追加した。IASBはPPMsの一般性及び重大性を評価するためのリサーチ（利害関係者との対話を含む）を実施している。IASBは、今後の会議でリサーチの結果を検討し、次回のアジェンダ協議の前にPPMsの会計処理に関するプロジェクトを開始するかどうかを決定する予定である。

したがって、委員会は、カーボン・クレジットの会計処理に関する要望書の質問をPPMsに関するIASBのリサーチと別個には検討しなかった。委員会はその代わりに、研究活動及び開発活動に対する支出の会計処理に関しての要望書の質問のみを検討した。

発見事項及び結論

委員会が〔現在までに〕収集した証拠では、研究活動及び開発活動に対する支出の会計処理における重要性のある不統一は示されていない。発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は幅広い影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを〔決定した〕。

IASB の検討を求めるアジェンダ決定

「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保（マージン・コール）に係るキャッシュ・フローの分類（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」） — アジェンダ・ペーパー4

委員会は、2024 年 7 月の IFRIC Update において公表した[暫定的なアジェンダ決定](#)に対するフィードバックを検討した。企業が、キャッシュ・フロー計算書において、コモディティを事前に決定された価格で将来の所定の時期に購入または売却する契約に係るマージン・コールに関する現金の支払及び受取りをどのように表示するかに関するものである。要望書に記載された契約は、集中的に決済され、「評価損益に対して担保を差し入れる」デリバティブである。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の[「デュー・プロセス・ハンドブック」](#)の 8.7 項に従って、IASB はこのアジェンダ決定を 2025 年 1 月の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2025 年 1 月にこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

その他の事項

IAS第29号—フィードバック — アジェンダ・ペーパー2B

委員会メンバーは、IAS 第 29 号の適用に関して及びその適用からもたらされる情報の有用性に関してインプットを提供した。

スタッフは、利害関係者に指摘された IAS 第 29 号の適用に関する懸念を IASB に報告する際に委員会のインプットを利用する。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 — アジェンダ・ペーパー5

委員会メンバーは、IASB がキャッシュ・フロー計算書及び関連事項のプロジェクトにおいて検討する可能性のある考え得るトピックについて議論した。特に、委員会メンバーは、認知されている欠陥の性質及び一般性のほか、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の要求事項の適用における不統一に関してインプットを提供した。

IASB は、これらの事項に関しての委員会メンバー及び他の利害関係者からのインプットを検討する。

償却原価測定 — アジェンダ・ペーパー6

委員会メンバーは、償却原価測定についての IASB のリサーチ・プロジェクトについて議論した。特に、委員会メンバーは、プロジェクトのトピックの当初のリストが網羅的であるかどうかに関してインプットを提供した。

IASB は、プロジェクトの方向性の決定にあたり、委員会メンバー及び他の利害関係者のインプットを検討する。

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性 — アジェンダ・ペーパー7

委員会メンバーは、IASB の公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に対するインプットを提供した。

IASB は、公開草案に対しての委員会メンバー及び他の利害関係者のインプットを検討する。

アジェンダ決定とIFRS第18号 — アジェンダ・ペーパー8

委員会は、IAS 第1号「財務諸表の表示」の要求事項のうちIFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」に変更なしに引き継がれていないものを参照している一部のアジェンダ決定についてのアップデートを受けた。影響を受けるアジェンダ決定の関連セクションを識別するために、Issued IFRS Accounting Standards 2025 の合本版に注釈が追加される。

仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー9

委員会は、2024年11月の会議で議論されなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

IFRIC Update への補遺 — 委員会のアジェンダ決定

アジェンダ決定は、多くの場合、説明的資料を含んでいる。説明的資料は、IFRS 会計基準における諸原則及び要求事項についての企業の理解を変える可能性のある追加の洞察を提供する場合がある。このため、企業がアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。企業は、当該決定を行い必要な会計方針の変更を適用するための十分な時間（例えば、企業は変更を適用するために新たな情報の入手やシステムの適用が必要となる場合がある）を与えられることが期待される。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのかの決定は、企業の具体的な事実及び状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に導入するとともに、重要性がある場合には、当該変更に関する開示がIFRS 会計基準によって要求されるかどうかを検討することを期待される。

委員会は次の事項について議論し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保（マージン・コール）に係るキャッシュ・フローの分類（IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」） — アジェンダ・ペーパー4

2025年1月公表¹

委員会は、企業がキャッシュ・フロー計算書において、コモディティを事前に決定された価格で将来の所定の時期に購入又は売却する契約について行われるマージン・コールに関するキャッシュ・フローをどのように表示するかに関する要望を受けた。

事実パターン

要望書は、コモディティを事前に決定された価格で将来の所定の時期に購入又は売却する契約を記述している。企業はこのような契約をさまざまな目的で締結する場合があり、それによってIFRS会計基準における関連性のある要求事項を適用する。例えば、企業はこのような契約を次の目的で使用する場合がある。

- 予想される使用の必要に従ってコモディティを受け取るため
- コモディティの価格の変動に対してヘッジするため
- 売買目的

このような契約は、通常、満期が3年以内であり、現物決済又は現金での純額決済ができ、次の両方の特徴がある。

- a. 集中清算 – すなわち、新しい契約が締結された後に、中央清算機関を通じた決済の目的で、当該契約は各相手方から中央清算機関へと更改される。
- b. 「評価損益に対する担保差入れ」 – すなわち、当該契約の存続期間中に、相手方が当該契約の公正価値の変動に基づく日次の支払（変動マージン・コール支払）を行うか又は受け取る。これらの変動マージン・コール支払は、当該契約の一部決済（「評価損益に対する決済」契約のように）ではなく、現金担保の移転を表している（したがって、当該契約は「評価損益に対する担保差入れ」である）。

要望書は、企業がキャッシュ・フロー計算書において、このような契約について行われた変動マージン・コール支払に関するキャッシュ・フローをどのように表示するかを質問していた。

結 論

委員会が収集した証拠では、要望書に記載された事項に広がりがあることは示されなかった。発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記述された事項は広がりのある影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

¹ 「デュー・プロセス・ハンドブック」の8.7項に従って、2025年1月の会議で、IASBはこのアジェンダ決定について議論し、反対しなかった。